西海市から市民の皆さまへ

水道料金改定のお知らせ

令和９年（2027 年）４月から、新しい料金体系になります

料金改定は令和９年４月１日から実施し、５月請求分（４月使用分）から適用します。

令和７年度西海市上下水道審議会において、料金改定についての審議を重ね答申を受けました。その内容を踏まえ、令和８年第３回定例市議会において、水道料金改定について議決され、令和９年４月から新しい料金体系を実施します。今回の改定は、老朽化した施設の更新、人口減少による料金収入の減少、物価高騰による維持管理費の上昇などが重なる中で、将来にわたり安全で安定した水道を維持するために行うものです。

この資料でお伝えすること

なぜ今、料金改定が必要なのか／なぜ平均改定率 130%なのか／新しい料金はいくらなのか／改定後も市がどのように経営を見直していくのかを、順を追ってご説明します。

◎改定のポイント

130%	52%	R13 年度に
平均改定率 現行料金の 1.3 倍程度	30 年以上経過した管路 計画的な更新が必要	現行料金のままなら 資金残高が枯渇する恐れ

水道事業経営の基本原則

地方公営企業法に基づき、原則**独立採算制**で運営されています。
それにより水道事業は「税金」ではなく、事業運営で得た収入で運営することが基本原則となっています。

独立採算制とは

事業運営にかかる費用は原則として
水道料金などの事業収入で賄うことを基本とする。
これにより、経営の規律と自律性を保つ。（地方公営企業法）

背景

①　なぜ、今、料金改定が必要なのか？

今回の改定には、ひとつだけの原因ではなく、複数の要因が重なっています。

1.	2.	3.
施設の老朽化	**人口減少・節水**	**維持管理費の上昇**
高度経済成長期に整備した施設が更新時期を迎えています。管路の約 52%が布設から 30 年以上経過しています。	人口減少や節水機器の普及により、水需要と水道料金収入が減少しています。	電気料金、薬品費、動力費などの維持管理費が上昇しています。

このまま「料金を上げなければどうなるか」を起点に、必要な水道サービスを将来も維持できるかを検討しています。

約 8,900 万円	令和 13 年度	約 21.5%
令和 6 年度の単年度赤字	**現行料金を続けた場合**	**給水収益の減少見込み**
収益的収支の赤字	資金残高が枯渇する恐れ	H27→R16 の 20 年間

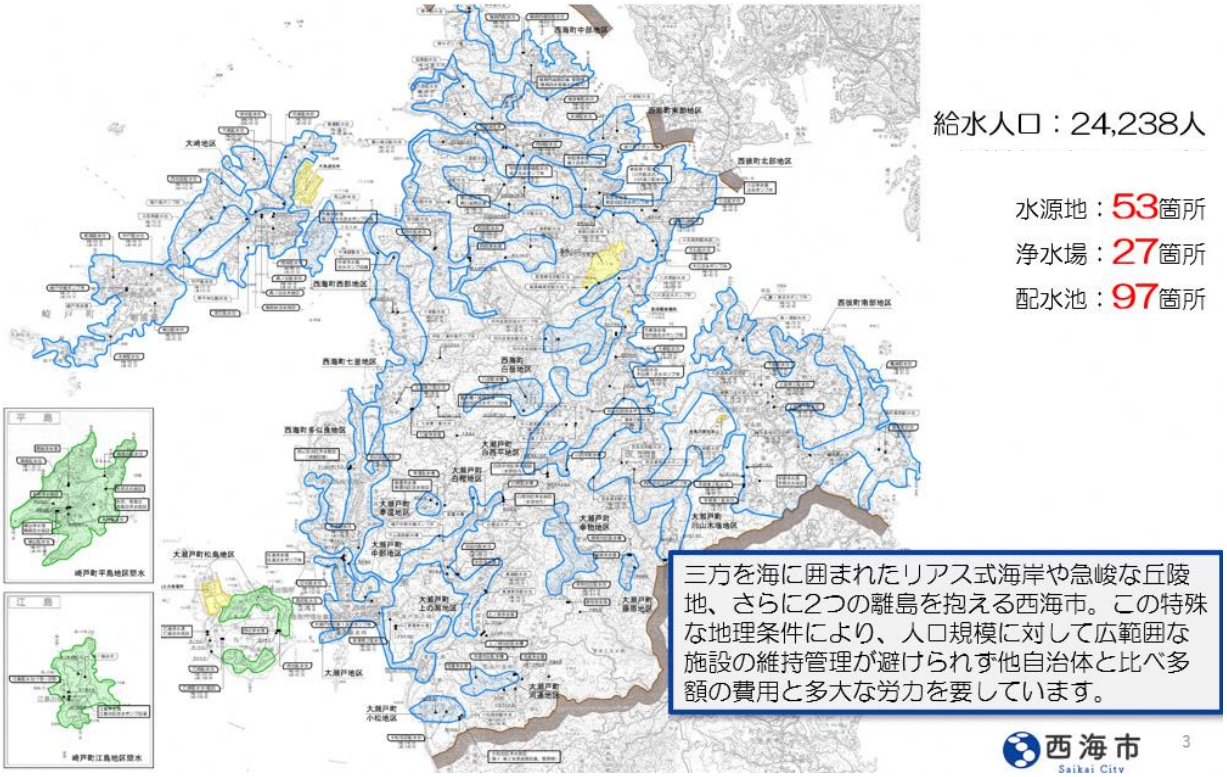
経費削減だけでは埋めきれない部分があります

市では、施設の統廃合や民間委託、収納率向上、漏水防止・有収率向上などの経営努力を続けています。
それでも、人口減少による収入減と老朽施設の更新、物価高騰の影響が重なり、料金水準の見直しが必要となっています。

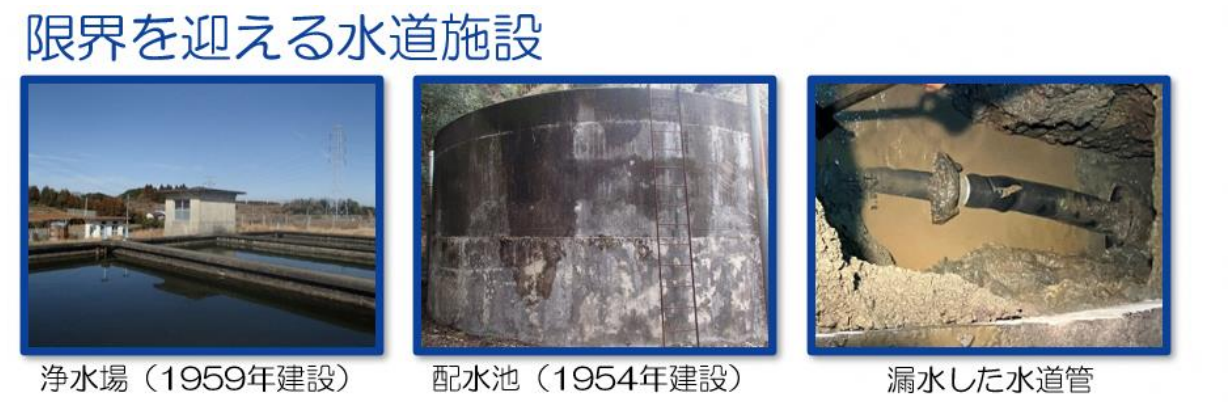
水道のしくみ

②　西海市の水道は「広く・多くの施設」

・三方を海に囲まれ、リアス式海岸や急峻な丘陵地、有人離島を抱える西海市では、人口規模に対して多くの水道施設を広範囲に維持・運用しています。これも水道事業の費用負担が大きくなる要因の一つです。



・管路の約 52%が、布設から 30 年以上経過しています。



布設から30年以上が経過した水道管
全体の52%（一般的な耐用年数　50年）

高度経済成長期に大量に布設された水道管が、耐用年数を迎える時期となっています。安全な水を届けるためには計画的な更新が必要であり、継続的な建設投資と、そのための安定した財源の確保が必要です。

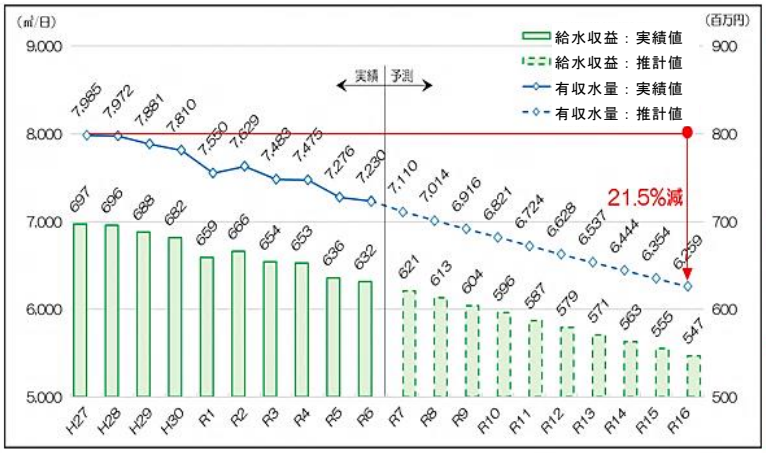
西海市
Saikai City
4

財政見通し

③　収入は減る一方、更新・維持管理の費用は必要

・人口減少が進んでも、浄水・配水・管路など水道インフラの維持・更新には継続的な費用がかかります。

減少する収入＆高騰する維持管理費



収入減少

平成27年から令和16年で給水収益は約21.5%減少する見込み

・・・人口減少、節水機器の普及

維持管理費の高騰

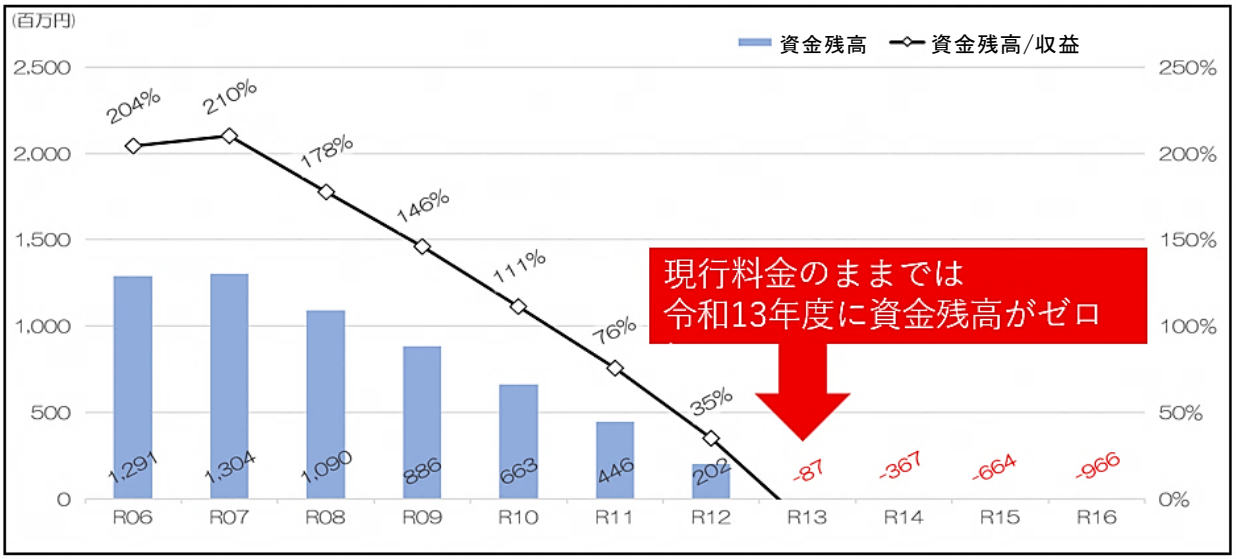
物価高騰による維持管理費（電気料金、薬品費、動力費等）の上昇

令和６年度収支
8,900万円の赤字

現在は、将来の施設更新のために貯めていた資金を取り崩して事業を運営しており、厳しい経営状況となっています。

・現行料金のままの場合の資金残高です。

令和13年度に資金が枯渇する見込み



本来は将来の施設更新や突発的な事故や災害に充てるべき資金を取り崩して赤字を補填しています。このままでは、過度な財政負担を次世代に先送りすることになります。

西海市 Saikai City

新しい料金

④　新しい水道料金は、どう変わるのか？

現行の二部料金制（基本料金＋超過料金）を維持します。審議会では、改定率140%・130%・125%の３案を比較検討し、収支均衡と事業継続に必要な資金維持の観点から、平均改定率 130%を妥当と判断したものです。

区分・使用量	現行	令和９年４月改定後	改定内容
基本料金（5 ㎥まで）	1,365 円/月	1,800 円/月	+435 円/月
基本料金（10 ㎥まで）	1,996 円/月	2,650 円/月	+654 円/月
超過（11～35 ㎥）	260 円/㎥	320 円/㎥	+60 円/㎥
超過（36～50 ㎥）		355 円/㎥	新設
超過（51～100 ㎥）	286 円/㎥	380 円/㎥	+94 円/㎥
超過（101 ㎥以上）		385 円/㎥	新設
臨時用	545 円/㎥	710 円/㎥	+165 円/㎥

※すべて消費税込み額。

利用者の約 91%が口径 13mm、70%以上が家庭用であり、口径別・用途別料金への移行は行わず、現行の二部料金制を維持します。

ポイント１｜基本料金を引き上げ

基本料金は 132～133%程度に改定し、水量が変動しても必要となる固定費を安定的に回収します。

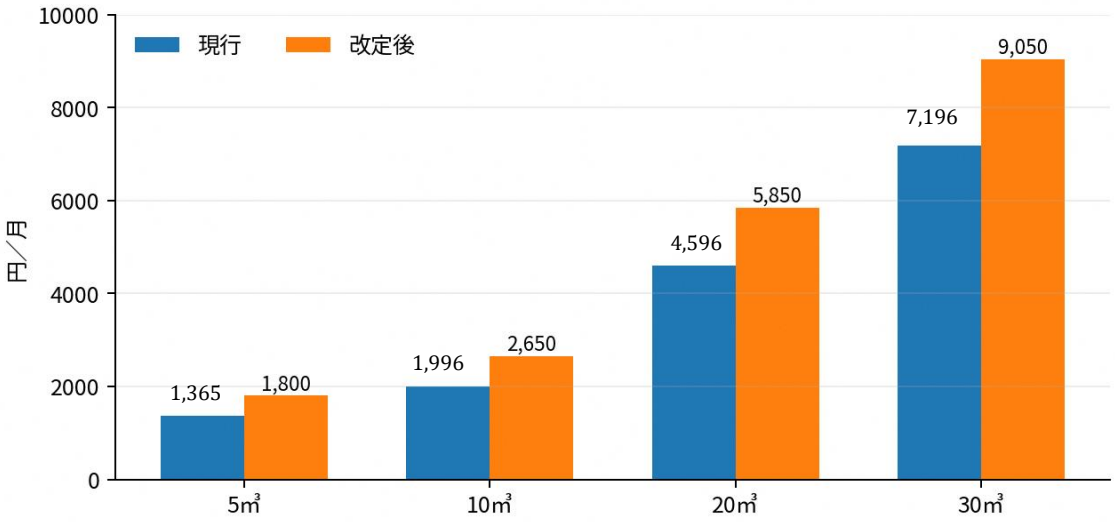
ポイント２｜超過料金を４段階に

11 ㎥以上の超過料金を４区分に細分化し、使用量に応じた負担をより適切に反映します。

ご家庭への影響

⑤　毎月、いくら増えるのか？

約９割の利用者が月 30 ㎥以下です。主な使用水量について、現行料金と改定後料金を比べてみます。



月間使用水量	現行料金	改定後料金	月額増加額	改定後／現行
5 ㎥	1,365 円	1,800 円	+435 円	132%
10 ㎥	1,996 円	2,650 円	+654 円	133%
20 ㎥	4,596 円	5,850 円	+1,254 円	127%
30 ㎥	7,196 円	9,050 円	+1,854 円	126%

使用水量が少ないほど、改定後の差額は少額になります。

※「130%」は「130%増」ではありません。現行料金を 100%としたとき、改定後が平均で 130%程度になるという意味で、平均的な引上げ幅は約 30%です。審議会では市民生活への影響も踏まえて検討されました。

たとえば、月 20 ㎥の場合

現行 4,596 円 → 改定後 5,850 円。

1 か月あたり 1,254 円、1 ㎥あたり約 63 円の増加となります（単純計算）。

注：実際の請求額は使用水量、検針期間等により異なります。

使い道と経営努力

⑥　いただいた料金は、何に使われるのか？

料金改定による収入は、水道を安全・安定して届けるための費用に充てます。料金改定によるご負担をお願いする以上、市も料金改定だけに頼らない経営努力を徹底していきます。

料金収入の主な使い道

老朽化した水道管・施設の更新、浄水場などの安全な維持管理、安定給水のための事業運営、事故・災害への備えなどに充てます。他の一般会計の事業に流用したりするものではありません。

1. 経営効率化・有収率向上

施設の統廃合や更新の最適化、新技術の活用、漏水防止などを進め、徹底した経費削減と有収率の向上に努めます。

2. 負担の公平性

納付期限内に納付される利用者との公平性を保つため、督促や給水停止を含む適正な債権管理を行い、収納率の向上を図ります。

3. 効率化・デジタル化

業務の効率化、デジタル化、施設統廃合や民間委託などを進め経費節減に努めます。

今回の改定で目指すこと

- **単年度の収支を均衡に近づけ、安定した事業運営につなげる**
- **将来の施設更新や事故・災害への備えとなる資金を確保する**
- **人口減少が続く中でも、過度な負担を将来世代へ先送りしない**

今回の改定は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間に健全に事業を運営するための料金水準として検討し、決定したものです。

一方、今後も人口減少が続くことから、将来の料金水準を定期的に確認していく予定としています。

これからの水道経営

⑦　５年ごとに料金水準を検討していきます

人口減少や水需要、物価、施設更新の進み方はこれからも変化します。今回の改定後も経営状況を点検し、５年ごとの経営戦略改定時に、投資・財政計画とあわせて水道料金の適正な水準を確認・検討していきます。

◎今後の予定

時期	行うこと	確認・検討する内容
令和９年４月	新料金開始	５月請求分（４月使用分）から適用予定
毎年度	経営状況を確認	収入・支出・資金残高などを点検
５年ごと	経営戦略を改定	人口減少・水需要・更新計画などを反映
その都度	料金水準を確認・検討	投資・財政計画とあわせ、適正な料金体系・水準を検証

あわせて、審議会の附帯意見である「経営効率化・有収率向上」「負担の公平性」「市民への情報発信」についても継続していきます。

◎西海市水道事業について（西海市 web サイト）

西海市水道事業の経営環境の概要、
令和7年度西海市上下水道審議会の内容については
こちら

お問い合わせ
西海市役所 水道部 上水道課　TEL：0959-37-0072
水道料金改定についてご不明な点やご意見がございましたら、お気軽にお問い合わせください。